予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時　令和　8 年 1 月 22 日（木）　午前　9 時　50 分

2. 場　　所　市議会第 3 委員会室

3. 出席委員　上田委員長ほか議長を除く議員 17 名

4. 委員外出席議員　南野議長

5. 欠席委員　なし

6. 執行部出席者　別紙のとおり

7. 議会事務局職員　大庭局長・釼物次長

8. 協議事項
　1 月臨時会（1 月 22 日）から付託された事件（議案 1 件）

9. 傍聴者　2 名

会議の概要
　・ 開会　9 時　50 分　　閉会　　11 時　47 分
　・ 審議の経過及び結果
　　（別紙のとおり）

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年 1 月 22 日

予算決算常任委員長　　上 田 啓 二

記 録 調 製 者　　釼 物 伸 次

― 開会 10:20 ―

上田委員長 お疲れさまです。本日の出席については、委員 17 名であり、定足数に達しておりますので、只今から予算決算委員会を開会いたします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申しあげます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして、「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は委員長関連と呼び続けて行われますようお願いします。また、質疑及び等については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、質疑に際しては、予算説明資料の事業名を示して発言していただくようお願いをいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案第 1 件について審査を行います。議案第 1 号令和 7 年度長門市一般会計補正予算、（第 8 号）を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正及び第 2 条繰越明許費の補正を一括し、別紙一覧表に沿って課ごとに質疑を行います。初めに、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務長 それでは、企画政策課所管部につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書の 8 から 9 ページ、第 1 目「総務管理費補助金」の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして、4 億 8,770 万 7,000 円を増額しております。この交付金は、国において令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれ、12 月 16 日に成立した国の令和 7 年度補正予算に計上されたものでございます。内容につきましては、食料品の物価高騰に対する特別加算を含む、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する推奨事業メニュー分として、人口や事業所数等を基礎として、本市に配分のあった 4 億 8,770 万 7,000 円を追加計上するものでございます。以上で補足説明を終わります。

上田委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか、

林委員 先ほど部長のほうからありましたように、補正予算書の 8 ページから 9 ページの第 1 目、「総務管理費補助金」の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の 4 億 8,770 万 7,000 円について、1 点ほどちょっとお尋ねいたします。市町村に配分される交付金の算定方法についてなんですけれども、先ほどの補足説明では、人口や事業者数等を基礎としてとありましたけれども、もう少し詳しい説明をお願いしたいと。

企画政策課長 交付限度額の算定方法につきましては、国の交付金制度要綱に定められております。かなり複雑な算定方法にはなるんですけれども、基本的には人口や

事業所数、物価上昇数と掛け合わせて算定されるものですが、もう少し具体的に言いますと、基本額に人口や物価上昇率、それから年少者人口、高齢者人口の割合の掛け合わせ、さらに事業者数に中小企業割合とか第 1 次産業者就業者数の割合、係数、そういったものを諸々掛け合わされて算定をされているところでございます。

田村大治郎委員　それでは、補正予算書の 5 ページです。繰越金の金額、1,880 万万 4,000 円です。先ほどの提案説明では、一般財源については繰越金で措置したということでしたけど、これ、一般財源を使っている理由はなんでしょうか。対象外の項目があったんでしょうか。

企画政策課長補佐　繰越金っていう意味ではないんですけど、本市に配分のあった物価高騰対応重点支援臨時交付金の交付限度額を、有効活用するために、交付金に加えてこの一般財源分をつけて事業のほうを選定したというところであります。その一般財源に何をつけるかっていうところで、繰越金を充てるというところなんですけれども、この理由としましては、各事業の執行率の関係がありまして、過去の例でいくと、令和 5 年度に同じように過年度の臨時交付金を受けてるんですけど、それの執行率が 91 パーセントぐらいだったっていうところがありまして、交付金全額でもう事業を組んでしまうと、この執行率が下がった時に、その部分が、交付金せっかく配分があったものが全部使えないっていうところがありますので、そこの執行率を見込んで一般財源をつけて事業のほうを選定したというところでございます。

上田委員長　財政課長よろしいですか、今の説明で。(「はい」と呼ぶ者あり)わかりました。ほかにございましたら。

綾城委員　関連です。繰越金が 1,800 万円弱ですね、入ってますけど、例えばその一般財源を充てるのに繰越金を充当したちゅうことですけど、例えばお隣の萩市さんなんかは結構、2 億円ぐらいですかね、一般財源を入れられて、さらに支援を手厚くしてるっていうようなこともされてるというところで、うちは一般財源が 1,800 万円程度で、ほとんどが国の交付金でやられてるというとこなんですけど、その判断に至った理由っていうのを部長でもお答えできればと。

企画総務部長　本市については、この交付金を活用した経済対策については交付金メインというところで、交付金を余すことなく使うための部分での一般財源を充当したという、そこは、予算編成の方針としてはそういう選択をしたということでございます。手厚くというか、その部分の経済対策についてはやはり交付金をメインとした考え方を取ったというところでございます。

綾城委員　わかりました。ちょっと、企画総務部長に聞いたわけなんですけどね、後ほど、副市長なのかなと思いますけど。款項は一緒ですから、企画に聞いてもいいですか。いいです、はい。それでは、先ほど部長から補足説明がありました、この今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてですけど、これ、様々な業界に配慮した予算になってるのかなというふうには思ったんですが、改めて、今回各課にこ

のメニューを、どのようにして決められたとかっていうのをご説明お願いいたします。
企画政策課長　庁内でのプロセスについてお答えをしたいと思います。昨年の 11 月 28 日付でしたけれども、今回の国の交付金の概要と、ある程度国の予算の規模感というものが県を通じて国のほうから通達がありまして、その時点で、可能な限り早期の予算化に向けて動き出しということで、各課のほうに交付金のこの情報の共有と活用事業の募集というか案内を行ったところでございます。その後、12 月 16 日に補正予算可決というところで、その時点で各課から活用希望が出てきておりましたので、それを取りまとめて、交付金の基本的な考え方というか、沿うものであるもの、それから効果等について協議をした上で事業選定をしたところでございます。
綾城委員　はい、わかりました。今、各課からいろんな要望が上がって、その中で企画のほうで選択されたと思うんですけど、この今回支援メニューを作るにあたっての、重要されたポイントっていうのがあればお願いします。
企画政策課長　各課から活用希望のあった事業を基本に、まず交付限度額を目安として、これまで本市が取り組んできた事業やほかの自治体等の情報等も報道等で出てきてましたので、それらを参考に＿基本的には本交付金の趣旨を踏まえまして、推奨事業メニューに沿った内容で幅広く市民に経済対策として効果がある事業、また物価高騰の影響を受けた事業者に対して、それの支援につながるものとして効果が見込まれるものというような考え方で選択をしております。
綾城委員　はい、わかりました。つまり、いろんな市民生活と事業者支援に、様々なところに配慮した予算を作っていこうっていうところで予算を作られたんだろうと思います。ごめんなさい、ちょっと私がよくわからなかったのが、住まい快適リフォーム補助金っていうのを選択されてますね。これはどういったとこに配慮された予算なのかっていうの、どういう理由で選択されたのかっていうのを教えてもらっていいですか。
企画政策課長　提案をいただきまして、交付金の推奨メニューというか、そういった物価高騰の影響で、負担軽減というところも踏まえまして、要望等も多い事業であるということも聞いておりましたので、そちらのほうを選択しております。
綾城委員　わかりました。これ、今回、あれですよね、まず市民生活に対する商品券の発行で、農業者、林業、あと水産業ですね。あと観光で、観光関連産業で。だから住まい快適リフォーム補助金は、私はなんかその林業系の、なんか市産木材の活用とかも書いてあったんで、林業系の方々とかに対する支援なのかなと思ったんですけど、そういうわけじゃないってことですか。
企画政策課長　そういった効果も少し、中には見込まれるのかなと思いますけれども、やはり使う側、住民側の経済負担の軽減というところが主かと思います。
上田委員長　ほかにございましたら。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、企画政策課所管全般について、ご質疑はございませんか。
林委員　副市長に 1 点ほど。これまで、今、綾城委員からもありましたように、今回、

限られた財源、交付金も含めて繰越金も充てていくという中にあって、今回、個々の事務事業については後ほど各課との議論になると思うんですけれども、私がこれ見た限りは、見た限りにおいては、いい言い方をすると、まあまあそれぞれ市民、事業者、バランスよく配分されてるなというふうに思いますけれども、ちょっと意地悪な言い方をすると、全部中途半端なものになってるのではないかという見方も一方ではできる。そこで、副市長に、市長の政策的な意図も含めて、今回国が示した推奨メニュー、色々あります。その中で、今回、それぞれの市民、事業者に向けた事務事業を選択されたというその意図、特に留意された点等含めて、江原市長の政策意図を代弁していただきたいというふうに思います。
副市長　委員おっしゃるように、今回各課から出てきたあらゆる事業、これについて最終的な判断をし、今回臨時会で補正予算として挙げているものは、あくまでも市長の江原が最終的には決断したものでございます。翻って言いますと、こういった国からの交付金というのは、令和２年度の、要は、市長がいわゆるこの市政運営を始めた当初、令和 2 年度のコロナ禍に向けた地方創生交付金、これが始まりだったと思います。これ、令和 2 年度から、毎年のように国から 10 分の 10 の交付金がやってくると。国の意図としては、あくまでも地方の実情に応じたもの、そういったものに充てなさいということで、推奨事業メニューというものを示した上で、こういう取組が行われてきたところでございます。今回、確かにバランス良くと言ったらそうですけども、あくまでも今回、エネルギー価格や物価の高騰に苦しんでおられる市民や事業者の支援を行うという大義がございますので、財政規律から言うと、ちょっとおかしな話ですけれども、全市民に対して 8,000 円分の商品券をお配りするということをまずメインに据えたところでございます。しかし、8,000 円を 1 万円、1 万 5,000 円と、例えば今回来た交付金を全てそれに使ってしまっては、いわゆる基幹産業である第一産業や観光産業の衰退につながる恐れもあるんじゃないか。そこはやはりバランスよく配分しなければいけないという考えのもと、第一次産業のほうからは色々ご要望も受けておりましたので、肥料や飼料、それから水産業者におかれては、漁船の燃料、この辺りの支援を行うと。それから、観光産業に至っては、極めて人気の高いプレミアム宿泊券事業に対する市外客のしてのニーズが高いので、外部からお金を落としてもらおうという形で今回の予算を組んだところでございます。そうした意味で、中途半端と言われればそうですけれども、あくまでも市内にお金が落ちるという形のもの、そして市民、事業者が等しくこの恩恵を受けられる形で臨んだというところはご理解を賜りたいし、令和 2 年度からここに至るまで、そういった趣旨のもと、市長は取り組んできたということはご理解賜りたいというふうに存じます。
綾城委員　先ほどの件ですけど、私から 1 点です。少し今の話も重なるところはあると思いますけど、今本当にこうやっぱり物価高騰がいわゆるきついというところの中で、8,000 円、この金額のなぜ 8,000 円なのかっていうのが、ここで聞くのか、そのあ

とで聞くのかよくわかりませんけど、言われました4億8,000万円を大体3万人で割ると大体1万5から6,000円ぐらいになるだろうと。例えばお隣の自治体さんなんかはそこにだから、やっぱり1万5,000円ぐらいの商品券にプラス2億円の一般財源入れて事業者支援をやってるというようなスキームになってるんだろうというふうに思います。そういう選択をされなかった、今、本当に物価高がきつくて、本当に生活が大変だろうなっていうふうに思ってます。でも、本当にコロナ禍に匹敵するぐらい生活が大変だろうなと思うんですけど、そこで、一般財源を入れてさらに手厚くするんだっていうような考えは持たなかった、その判断についてちょっと見解を伺いたいと思います。

副市長　確かに他団体においては、この交付金を機に、一般財源をさらに追加して投入された団体もあることは承知をいたしております。しかし、先ほど申し上げたように、どこまでもその財源の問題がうしろに隠れておりますので、こういった問題はやはり当初予算の中でしっかり財源の把握をして臨むという形が筋で、現に3月議会が目前に迫っており、市長査定も一応終えたところですが、その中でもですね、当然、市民の皆様に対する物価高騰に応じた施策というものも当然用意をしているところでございます。そういう意味で、先ほど申し上げた令和2年度からの国からの交付金の使途を決めるにあたっては、確かにその国の施策、県の施策の隙間、時間を埋めるという形で臨んできたところですが、どこまでも国の交付金なり県の財源をしっかり活用させていただくということで市長も臨んでまいりました。確かに、一般財源でこれは補填しなきゃいけないというものは当然補正予算で考えてまいりましたけれども、そういったところはしっかり目配せしながら、例えば事業者に関しましては、商工会議所や商工会、それから金融懇談会といったところから事情を色々聞いた上で、今は特に必要がないとか、そういった声を伺いながら、今回臨んでいるところでございますので、その点に十分配慮しながら日々の財政運営を行っているということはご理解いただきたいと存じます。

田村大治郎委員　それでは、今回のこの重点支援地方交付金の交付対象ですけれども、エネルギーや食糧品価格等の物価高騰の影響を受けた生活や事業者の支援を主たる目的をする事業であるというものです。コロナ禍の時の交付金とはちょっと性質が異なるのかなというふうに思っておりますけれども。先ほど部長の答弁の中のお言葉にありましたけれども、私もこれ聞こうと思ってたんですが、交付金を余すことなく活用するという意味合いにおいて、他市では現金給付を行っている事例がありますけれども、今回、現金給付ではなく商品券を選択されたというのは、市長、副市長はどのようなお考えがあったんでしょうか。

副市長　確かに現金給付を行われた団体があることは承知しております。ただ、現金給付の場合、2つ難点がございます。1つは、貯蓄に回る恐れがある、それぞれの市民の方のですね。これは、例の国のほうから1人10万円が交付された時に有名にな

った話ではございますけれども、そういった貯蓄に回る恐れがある、つまりお金が循環しない。それともう 1 つは、もし私どもがその現金給付を行った場合、それが消費活動に使われるといたしましょう。そうすると、長門市内で使われれば循環するんですけども、他市のデパートへ行ってこれを使われるということになれば、他市のほうにそういった財源が回るという恐れもありますので、やはり、全市民に商品券を配って、できるだけこの市内で消費していただく、そして地域経済の活性化につなげるという狙いがあっての判断でございます。
上田委員長　ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
首藤委員　観光のところで聞こうと思ってたんですけれども、ながとプレミアム宿泊券。それに関連してなんですけど、その、先ほど市内でお金が回らないっていうところのお話をおっしゃっとったじゃないですか。この商品券がその市外の人に使われてしまう、商品券をしてしまうと、その長門の方じゃなくて市外から来る人にお金が使われてしまうということになろうかと思うんですけども、ここになんかちょっと今おっしゃったこととすると整合性が取れんなというふうに感じまして、ちょっとお聞きしました。
副市長　ながとプレミアム宿泊券事業につきましては、6,000 円分の宿泊費を 5,000 円で買えるという品物でございますが、これは、市外の方だけが対象になります。いわゆる長門市の公式LINEを通じてそれを購入していただく。当然、宿泊に使われるのは 5,000 円分なんですけれども、残り 1,000 円は市内のいわゆる土産物店とかそういったお店で使っていただくものということで、市内に全て落ちるということでご理解賜りたいと思います。
首藤委員　なので、先ほどのその現金給付であれば、少なくとも現金給付とかその長門の人に対象とした商品券であれば、長門の人の手元にお金がいくんですけど、この場合だと、その長門の人じゃないところにお金が行ってしまうからちょっと良くないんじゃないかなというふうに思いまして、ここの場で発言させていただきました。
上田委員長　ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課所管全般についての質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑もないので、質疑を終わります。次に、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。
企画総務部長　財政課所管につきましては、特に補足説明はございません。
上田委員長　はい。補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありますか。
重村委員　今回の交付金を使って、水道基本料金減免事業ということで、水道事業会計のほうに繰出金として出されるということが行われます。バックは一般財源も使っての 3,900 万円ということで、まず、これは国の推奨メニューの中にも、確かにこれは記載されてたと思いますけれども、この事業に繰出金として出していこうという結論に至った見解をお尋ねしたいというふうに思います。

企画総務部長　先ほど我々も、福祉のほうも答えてきた中の選択の中で、やはり地域経済に影響のあるものということで、やっぱり水道というものは市内普及率がかなり、93 パーセント程度の部分でありますので、市民生活に大きな影響を与える、そういうところで組み立てたところでございます。
重村委員　先ほど、今、部長の答弁の中に 93 パーセントという、水道普及率のパーセンテージが示されました。令和 6 年度の決算のところで 93 パーセントの普及率ということは、7 パーセントの方が、水道が普及されてない区域外の方がいらっしゃる、そこには存在すると。その人数は、令和 6 年度の決算で 2,000 人余りぐらいの人数がこの恩恵を受けられないということになります。確かに水道事業として、料金として、こう払われるという実態が行われてる。そこに、生活を支えるんだと、そこの市民に向けての今回の決定だと思いますけれども、その市民が暮らしていく上で清廉な水を必要として生活していく、これは全市民一緒であります、水道の水であろうと地下水を利用していようと。この 7 パーセントの中には実際にこれ、水道、水をこう取水するにあたっては、モーターを使って、電気代を使い、そしてそのジェットポンプっていうのは、数年に 1 度、高価なものです。10 万円以上の交換が必要。だから、地下水の方はただで生きてるわけじゃないんですよ。私は、そこにも少し生活が厳しい時代に、水道事業の方っていうのは確かに水道料金ということで出てくるでしょう。しかし、その 7 パーセントの方っていうのも、維持管理費っていうのは当然かかってる。厳しいということが裏の背景にあって、今回の交付金事業っていうのは、全世帯、全住民にやるものと、そして厳しい業種や業界、そこにスポットを当てて出す交付金と 2 種類あると思うんですけど、この水道事業会計に出す繰出金っていうのは全市民に向けた今回施策なんですか。それとも、ある程度スポットを当てて、この水道事業会計に存在する 93 パーセントの方にしか目を向けない政策なのか、そこらあたりの見解を聞かせていただきたいと思います。
企画総務部長　市の今回のこの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使ったものという 1 つのパッケージとして考えた時に、市としては、市民の生活に対しての支援といった部分での影響の大きなものというところから、この事業を組み立てて参りました。ですから、商品券であったりというところを第 1 として、そして、次に影響のあるような部分というところと、第一基幹産業である農林水産業、そして商工業、事業者、観光といったとこの 1 つの一体の中で市民生活に対して対応していきたいというふうに考えておりまました。個別の部分については色々とそういう議論される部分もあるのかもしれませんけれど、全体パッケージで市民を支えていきたいという考え方において事業を組み立てたところでございます。
重村委員　それでは、これはまたのちほど副市長の見解を聞きたいと思います。それじゃあ、もう 1 点だけ。繰り出す財政課として水道事業会計のほうに繰り出すという責任を持った仕事をする上で、財政課として、例えば水道事業会計の滞納をされてる

方、料金を滞納されてる方っていらっしゃると思うんですよ。そういう方たちにも 100 万円弱ぐらいあります。だから、出納閉鎖した時、水道事業会計なんかっていうのは 3 月 31 日で切りますから、現年度分の未収金っていうのは、あまりこう数値的には確定したものではないですけど、過年度分なんかでもあるわけですよ。そういう方たちに対して繰り出す財政課として、基本料金を減免する必要性があると考えられてるのかどうなのか、確認をしておきたいというふうに思います。

財政課長　一応、交付金の趣旨といたしまして、先ほど部長が申し上げましたとおりのスケジュール、スキームで行うような格好になろうかと思いますが、やはりそこで差別と言いますか、そういったことをせずに、広く皆さんにやっぱそういったことで減免をすると。さらに、やっぱそれが納入につながればこちらもいいかなというふうに思っております。

ひさなが委員　1 点だけ確認をさせていただきたいんですけど、今回いろんなメニューがあって、交付金でほとんど措置をされてるんですけど、この水道基本料金の減免事業にも一般財源が 180 万円ほど入っているというところで、この一般財源が入っている理由、財源が全て交付金でない理由について確認をしたいと思います。

財政課長補佐　官公庁分については、交付金が充当できないことから、国、県分については検診後に手作業で基本料金を付加します。市の施設等につきましては、減額されている基本料金分を一般会計から一般財源で繰り出すことで対応することとしております。

上田委員長　ほかにございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政全般についてございますか。

重村委員　それでは、副市長に確認をさせていただきたいと思います。今回の国の交付金っていうのを一気に、先ほど企画政策課の中でも議論があったように、どういった事業に使うのか、どういう方たちに目を向けて今回の政策をしていくのかっていう議論は慎重にされたと思うし、一生懸命、担当課、それから市長、副市長含めて議論をされたと思います。この水道事業会計の私は減免が悪いっては言ってません。そうは思ってない。しかしながら私は、取り残された 7％の方たちが、やはりこういう事業を見ると、水道管を引っ張ってくれって言ったって無理ですと。当然、区域外なんだし、計画区域に入ってないし、そこには多大な費用がかかってしまう。実際に、現実的に難しいということで、自助努力でボーリングを掘り、地下水を取り込んでおられる。今、ボーリング事業っていうのは確かに補助制度もあります。しかし、それ全額じゃないですよ。たぶん 2 分の 1 程度にしかならない。そういうふうな経費をご自分でやりくりされて、そこで生きてる方たちがいらっしゃるわけですよ。それで、水道事業会計が私ね、一般会計から繰出金も何も出てなかったら、私はこんなこと言わない。独立で、会計がきちんと料金の中で、100％事業が回ってるんならそうは言わないけれども、それでなくても一般会計から赤字補填のために補填されてるわけでしょ。これで今回こ

ういうことがあると、やはり残りの 7%からすると、市街地しか見てないんだなというふうに思われても私は仕方ないと思うんです。7%の方たちに対する配慮なりその考え方っていうのを、これは市長の代弁者として副市長に確認をしておきたいというふうに思います。
副市長　委員がおっしゃることはまさしくその通りでございまして、令和 7 年度当初予算に戻りますけれども、あの時、今委員からご指摘のあった給水設備設置補助ということで、一基上限 50 万円で、これも 2 分の 1 相当なんですけども、そういう予算を今、実施しております。当時で言えば 617 戸の方々が対象になるわけですけれども、当然、先ほど来おっしゃったように、揚水ポンプ、私自身、自宅で実は井戸水を揚水しておりますのでよくわかるんですが、揚水ポンプの更新、それから日々の電気代、相当なものがかかっております。これは十分私も理解できるところでございます。したがいまして、先ほど、令和 7 年度当初予算では、設備設置の支援という形でそういうふうな措置を取りましたけれども、おっしゃるようないわゆる維持管理費の点を含め、その点については今後別途検討させていただきたいということをこの場では申し上げておきたいと思います。
上田委員長　ほかにございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、財政課所管全般についてのご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)はい、ご質問ないようですので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

―休憩　10:26　―
―再開　10:27　―

上田委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林水産課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。
経済産業部長　補足説明は特にございません。
上田委員長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ございますか。
首藤委員　それでは、説明書の 1 ページ、【新】肥料価格高騰長期化対策緊急支援事業について質問いたします。この対象農家の把握と補助額の決定はどのように行いましたか。
農林水産課長補佐　この補助でございますが、まず、品目別に、肥料価格高騰分の一部の補助を行うということでありまして、県で行っております山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業というものがございます。その補助メニューと同単価を上乗せするという形で、長門地域農業再生協議会の方が事務をとりまとめて交付をしております。その中において、対象の各戸数、そして対象面積等を把握しておりますことか

ら、再生協が申請受付窓口として事務を行っていただくというふうに考えております。
首藤委員　じゃあ、その交付された補助金をそのままその面積割りすると全部使いきれ切れるということでよろしいですか。
農林水産課長補佐　令和７年作の補助対象面積につきまして、地域再生協議会が把握しておりますので、その面積をベースに交付額を試算しておりますが、交付につきましては、申請があったものにつきましては全て交付ができるような予算を計上させていただいております。具体的に言いますと、令和 4 年度のコロナ交付金の時に同じような対策をしたんですが、申請執行率は 90％程度というところでありましたので、今回につきましても、しっかりと農家に周知をしつつ、申請を勧奨して速やかな交付につなげてまいりたいというふうに考えております。
首藤委員　それでは、続きまして、この下の飼料等のところでも、これも同じように、すでにその頭数を把握しておるので、同じような感じで補助を行うということでよろしいですか。
農林水産課長補佐　委員お見込みの通りでございまして、対象の飼養頭羽数につきましては、令和 7 年 2 月 1 日現在の、県の畜産調査っていうものがございますので、その飼養頭羽数を基準として交付することと考えております。
田村大治郎委員　令和 7 年 2 月 1 日現在の、飼養頭羽数を把握ということでしたけど、これはその全ての飼養頭羽数に対して補助が行われるものなのか、何か上限の設定があるのか、お尋ねをいたします。
農林水産課長補佐　今回の補助金の、積算の根拠のところになりますが、補助の上限といたしまして、一農家に対しまして補助上限 500 万円というのを計上しております。そして、委員ご指摘の、すべての飼養頭羽数に基づいて交付がされるのかということで、2 月 1 日現在のということでございますが、やはり営農継続というところを市として考えておりますので、この 1 年間でちょっと離納された方等については――現に営農されている方を交付対象というふうに考えております。
重村委員　それでは、5,163 万 9,000 円積算をしたらこの金額になるということで、以前もこういう経済活動の支援をした時に、繁殖牛、肥育牛、養鶏、豚。これの積算をした総額。養鶏でいくら、繁殖牛でいくら、その推移だけちょっと参考までにお願いしていいですか。
農林水産課長補佐　積算根拠のところの説明になりますが、まず補助単価の設定につきましては、農林水産省の生産費統計、これは豚、牛になりますが、及び日本政策金融公庫の農業経営動向分析に基づいて飼料費の上層分を算定いたしまして、その上で上層分の１割を補助単価として設定をしております。
重村委員　ありがとうございます。そういう裏付けがあった、その単価を設定してるというのはよくわかりました。だから、繁殖牛で、極端に言ったら、何頭いるから、例えば 230 万円とか、確か鶏がね、1 番結構な、総額からいくとすごい金額になると思うんで

すよ。その金額だけお願いしていいですか。
農林水産課長補佐　繁殖牛は 1,125 頭ということで 1,125 万円、肥育牛につきましては 275 頭ということで 380 万円、鳥につきましては 59 万 5,700 羽ということで 3,500 万円、豚につきましては 990 頭ということで 79 万円でございます。
上田委員長　関連がございますか。ほかの質疑がございましたら。
中平委員　補正予算書は 10～11 ページ第 43 目「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費」、事業コードは 010。今、農業関係の続きで補正予算説明資料は 1 ページでございます。事業コード 010 の下から 3 番目になります。漁業者燃料高騰対策支援事業費補助金についてでございます。まず、3,120 万円の対象期間っていうのは多分今年の 1 月 1 日からっていうことになると思うんですけど、やっぱ予算も限られるので、期間を区切られるのかどうか、お伺いいたします。
上田委員長　ちょっとその前、中平委員、冒頭申しましたよね。1 ページから入っていただければ。親切な気持ちはよくわかるんですけど、次から、それからお願いします。
中平委員　その前に、これ、補正予算説明資料に載ってる以外の場合はどうするんですか。
上田委員長　いや、今回、その全部僕も一緒だからっていうことで最初に申しましたので、その流れに乗ってスタートしていただければと思って今、申しました。
中平委員　どうもすいません。
上田委員長　いえ、すいません。
水産振興班長　事業の期間としては、令和 8 年 1 月から令和 8 年 12 月を予定しております。
中平委員　四半期ごとというお考えはないんでしょう。予算限られてますよね。その上限に達した時にという考え方はないでしょうか。
水産振興班長　この事業は山口県漁協長門統括支店に委託して実施するものですが、色々事務の手続きを考える上で、一応半年ごと、1 月から 6 月を集計するものと、7 月から 12 月を集計して、半年ごとに補助金の額を決めて支払うものとします。
中平委員　コロナ時のこの燃油補助金に関しては、一応ディーゼルエンジン、燃料が軽油でした。今回は、よく言う船外機といって、ガソリンエンジンの補助もお考えなのか、お伺いいたします。
水産振興班長　軽油以外のガソリン、混合油についても補助の対象にいたします。
中平委員　軽油の場合もガソリンの場合も、ガソリンは僕の記憶の中では、各漁協さんが直接やられるということはなくて、近くのスタンドさんから取り寄せるという形を取ってると思うんですよ。だから、その場合はちょっと会計が、スタンドさんから領収書をいただいて、漁業者の方がそれを申請するという形でもよろしいという考え方でいいですか。
水産振興班長　軽油については、各漁協の共用のポスシステムとかで把握できます

が、混合油やガソリンといったものはちょっと把握できないところについては、漁業者の方がレシート等確認できるものを持って申請するという形になります。
林委員　それで、今、中平委員のほうからも縷々制度の詳細についてお話ししましたけど、根本的にこの3,120万円の算定数値、何を根拠にこの数値を積み上げたのか、そのことについてお尋ねします。
水産振興班長　3,120 万円の補助金の根拠についてですが、まず、今回、補助金は燃油1リットル当たり12円を予定しております。それに、長門市統括支店管内の漁業者が使う燃油の量を2,600キロリットルとしております。補助金1リットル当たり12円の根拠としましては、令和5年、6年の漁協の販売した軽油の価格が108円で、直近、令和 7 年の経由の最大価格が 120 円で、その差額 12 円を 1 リットル当たりの補助としておりま。すでに、2,600 キロリットルにつきましては、令和 5 年、6 年長門統括支店が販売した燃油の総量は2,400キロリットルで、月あたりに直しますと200キロリットル。今回、この燃油の補助について、また出漁回数とか増える漁業者がいらっしゃると思いますので、2,400 キロリットルにプラス、1 か月分の 200 キロリットルをプラスして2,600キロリットルとして、そのかけたものが3,120万円となっております。
林委員　わかりました。これ、説明資料によると、出漁回数の増加による漁家所得向上目指すっていうふうに明記されてるんですけれども、実際、過去に 2 度ほどやられてますよね。実際にその出漁回数の増加というか、その政策的な効果っていうのはどの程度あったからこそ、今回、その差額分、特に燃油価格が高騰してますんで、その差額分を補填して漁師の方に出漁していただくということなんですけど、そういうエビデンスって、過去のそういう政策的な効果を把握してるからこそ、今回また推奨メニューの中でこれを出してきたと思うので、その辺りもちょっとお考えをお聞かせください。
農林水産課長　過去 2 度、燃油に対する漁業者の皆さんへの支援というものを実施してまいりました。ただ、その効果というところでございますが、漁業につきましては、毎年やはりいわゆる天候、そういった時化の状況、そういったことによってやはり出漁というのは左右されるという現状もございます。効果というのは、すごく大々的なほんと効果があったというようなことは正直なところ認められてはおりません。ただ、やはり私どもとしては、やはり漁業者の皆さんのその出漁意欲、その高揚、醸成、そういったものを図るためにもやはりこういった事業というのはやはり必要かなというところで、今回この重点支援交付金を活用させていただきまして、こういった補助・支援をやるということになったところでございます。農林水産課としては、今年 1 年、漁業者の皆さんがやはりこういった支援をすることによって、出漁回数、出漁意欲の醸成、そういったものを、漁協と共に市もタッグを組みまして、各生産者の方にやっぱり投げかけまして、実施していきたいなというふうに思っているところでございます。
重廣委員　ただ今のところですが、支援事業委託料というのが書いてありますね。そ

れはどのような計算でこの金額が出されたのか伺います。
農林水産課長　今、この支援事業委託料は金額が 103 万円という金額になっております。こちらにつきましては漁協への、やはりこの事務を委託するというところでの委託手数料というところで、計上させていただいております。この 103 万円の根拠でございますが、いわゆる事業費の、3,120 万円の基本的に 3%という金額で、103 万円という金額を挙げさせていただいております。
重廣委員　漁協さんに、この補助金額の 3%を、委託して、手数料として支払い、事務ですよね、業務を行っていただくと。ここは今 3%と言われましたよね。先ほど、肥料価格高騰長期化対策緊急支援事業の場合は、長門地域農業再生協議会のほうに 1%でお願いしてると。こちらのほうには 1%、漁協さんには 3%、なんかその統一感がないんですけど、そのあたりの違い、なぜこういうふうに差がつけられたのか、その辺りについて説明願います。
農林水産課長　まず、肥料高騰対策につきましては、再生協への支援手数料でございますが、確かに 1%というふうになっております。実際、この再生協議会につきましては、市のほうからも補助金を出しております。令和 7 年度につきましては 420 万円の運営の補助金を出しております。そういったところもあります。それと、やはり協議会とも市が協議をいたしまして、この 1%というふうに決めておるところでございます。それと、漁協への 3%でございますが、これにつきましても、漁協さんときちんと協議をして 3%に決めておりますし、過去 2 度、こういう燃油高騰の支援をしておりますが、その時も 3%の手数料でやっていただいておるというところを踏まえまして、今回、漁協につきましては 3%としたところでございます。
上田委員長　ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、農林水産課所管全般についてご質疑はございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 55 分といたします。

― 休憩 10:46 ―

― 再開 10:54 ―

上田委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。
経済産業部長　補足説明は特にございません。
上田委員長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。
田村継委員　皆様、お疲れ様です。では、説明資料 2 ページ、ぶちとくながと生活優待券第四弾発行事業についてお伺いいたします。まず、基本的なことをお伺いしますが、今回は購入型ではなく、令和 8 年 4 月 1 日に住民票基本台帳に登録されている

方に配布するという形でお間違いないでしょうか。
商工振興班長　全員配布型で間違いございません。
田村継委員　では今回はデジタル型なのか、それとも紙媒体等なのかをお伺いいたします。
商工振興班長　今回については紙媒体での実施となります。
田村継委員　前回は、第3回、第二弾では通信アプリを利用したデジタル配布だったと思うんですが、なぜ今回は、第四弾に関しては紙配布になったのか。住民の方からどのような声が寄せられたのかもお伺いできますか。
商工振興班長　まず、今住民の方からのご意見なんですけども、今、1月末までデジタルについては実施期間でありますので、事業終了後にアンケートを徴して、そこで意見を整理したいと考えております。今回、紙媒体にした理由ですけども、デジタルの場合は事業者支援っていうのが主な目的。今回は生活者支援という観点から全戸配付、皆さんに行き届く方法で配布することが必須となりますので、紙での実施といたしました。
田村継委員　では、デジタルのまたアンケートを取ってということなので、しっかりフィードバックをしていただいて改善していっていただければと思います。では今回の配付なんですが、例えば窓口で引き渡し等になるのか、それとも郵送等で渡す形になるのか、配付の形をお伺いいたします。
商工振興班長　配付の方法ですけども、全世帯に郵送でお送りさせていただきます。
田村継委員　では、その郵送の形ですが、トラブル等も色々あると思うんです。通常郵送の形になるのか、例えば簡易書留もしくは特定記録郵便等の予定なのか、このあたりをお願いできますか。
商工振興班長　郵送については、今回はゆうパック。記録型の郵便でそのお宅の方に手渡しで配付するような方法を取っております。
田村継委員　では、実際にいつ頃届く予定なのか、お伺いいたします。
商工振興班長　配付時期については4月下旬頃を予定しております。
田村継委員　では、最後にお伺いさせていただきます。この4月1日から、色々と何かしら予想ができるトラブル等も多発すると思いますが、例えば専用の窓口とか専用の電話相談窓口とか、実際の窓口とかを設けてトラブルの対応にする予定があるのかどうか、お伺いいたします。
商工振興班長　窓口については特に設ける予定ございませんが、産業政策課のほうにお問い合わせいただければ、ご回答はさせていただこうと考えております。
上田委員長　そのほかございませんか。
ひさなが委員　では、今の、ぶちとくながと生活優待券ですけれども、利用可能な店舗の選定であったり、その登録についてお伺いいたします。
商工振興班長　登録店舗なんですけども、今後、商工会議所さんと運営委託契約を

締結する予定しておりますけども、スケジュール調整の上、またお知らせをして、市内から募集をして登録をしていくという流れになります。
ひさなが委員　じゃあ、また改めて多分登録をされていくということで理解をいたしました。それと、今回のその件の事業者の換金の手数料についてはどうなるのか、お伺いいたします。
商工振興班長　手数料については、今、商品券 1,000 円券を 8 枚発行する予定としておりますけども、額面に対して 5 パーセント、税抜き 50 円、税込み 55 円となります。
ひさなが委員　それは事業者が負担するということでいいですか。
商工振興班長　事業者様の負担は 0 円。運営委託料であげておりますけど、その中で換金手数料を計上しておりますので、全額市が負担するという形になります。
田村大治郎委員　今、田村継委員とひさなが委員からご質疑のあったことの確認も含むかもわかりませんけれども、一つ一つ聞いていきたいと思いますので、よろしくお願いします。まず、商品券購入代の 2 億 4,000 万円ですけれども、これ、発行総額 2 億 4,000 万円と同じになっております。商工会議所に委託をして、商工会議所から市を購入するという形になるということでよろしいですか。
商工振興班長　委託料の中で、商品券を印刷していただいて、出来上がったものを購入するという流れになります。
田村大治郎委員　その運営委託料等ですけれども、2,500 万円計上されておりますけれども、これの内訳、印刷代と先ほどの換金手数料、その他に何かありますでしょうか。
商工振興班長　その他の経費ですけども、事業者さんに周知する広報費、それから事業者さんに取扱い店舗募集等のお知らせ、それから登録いただいた店舗にお知らせ、こういった取り扱いをしてくださいといったお知らせと、あとは消耗品を計上しております。
田村大治郎委員　はい。それでは、上の事務費 790 万円についてお尋ねをいたしますけれども、これは、事務費自体を使うのは市が郵送の際に使うというふうな解釈でよろしいでしょうか。先ほどゆうパックっていうご説明ありましたけれど。
商工振興班長　事務費の内訳ですけれども、791 万円を計上しておりますけども、時間外勤務手当が 40 万円、それから発送用の封筒の印刷代、あとは配付用紙や発送の文書の印刷代で 38 万円、郵券料として 713 万円を計上しております。
田村大治郎委員　それでは、私は最後です。この使用期間です。令和 8 年 5 月 1 日から 9 月 30 日と 4 か月間あるんですけれども、この 4 か月間設定された理由は何かあるんでしょうか。
商工振興班長　前回、実施店舗配付した時の実施期間、3 か月であったんですが、今回ごろ、5 か月に延長しております。今回、生活者支援ということなので、市民の皆様が使い勝手のよいように期間を延長させていただいております。

綾城委員　今、物価の高騰っていうのはずっと続いていて、本当に市民の皆さんは生活がえらいっていう、しんどいってことはもうよくお聞きするんです。どうしても今から事業者さん募集してとかっていう、時間がかかるっていうことは、なんとなくこう、詳細見るとわかるんですけど、5 月 1 日から使えるというとこで、やっぱこれ、あれですか、事務的にはもうこれが 1 番やっぱ最短。もっと早くする。5 月になるともう生活苦しいよっていう、この声も絶対あると思うんです。やっぱ 5 月 1 日からじゃないとやっぱ難しいといったところでしょうか。そのあたりのスタートの設定ですよね、そのあたりの見解を伺います。
商工振興班長　商工会議所さんとスケジュール調整をした時、やはり最短でも 2 か月はかかる。それが 1 点。もう 1 つは、年度末年度初めの住民異動、ここを反映したものでお送りしたい。全員配付になりますので、どこかに基準日を設けない。最短でも 1 番 4 月以降に使えるようになるが、使えるタイミングで使える方に商品券をお届けするが、そこを判断した時に、4 月 1 日という基準日。そこから作業開始になる。発送作業がありますので、そういったスケジュールになっております。
綾城委員　そうですね。確かに基準日が 08 の 41 だから、そらそうですね。わかりました。じゃあ、5 月頑張ってもやっぱりその 5 月 1 日からっていうとこですね。わかりました。あと、先ほど来ちょっとあったんですけど、発行額面、1 人あたり大体 8,000 円ですか、商品券とされておりますけど、この 8,000 円とした根拠についてお尋ねいたします。
商工振興班長　8,000 円の根拠ですけども、予算要求する際に、他市の状況と、あとは本市の予算の範囲内で総合的に判断して 8,000 円という金額に決定しております。
綾城委員　なるほど、わかりました。あと、先ほど田村継委員からもありましたけど、ゆうパックでお届けするというとこですけど、お 1 人 8,000 円ということは、例えば家族が例えばその住民票の中に 5 人いらっしゃるとすれば、4 万円分の商品券が入ったゆうパックが、その誰宛に届くんですか。はい。そのあたりをちょっと確認を…。
商工振興班長　郵送の宛名については、世帯様を名義でお送りする予定としております。
綾城委員　はい、わかりました。あと 1 つだけ。これ、1 番最初にちょっと議論になったこと、1 番最初に議論になったことなんですけどね、ずっと私もちょっとこう違和感を持っていて、今もう四弾まで来たんですけど、優待券っていう名前ですよね。この江原市政でやる間はずっと優待券なのかなみたいなね、なんかこう、名前にどうしてもこう、やっぱ違和感があって、ちょっとそういうつもりはないと思うんですけど、ちょっとこう、上から目線的なというか、なんていうかな、優遇してるわけじゃないんですよね。これってやっぱ生活の支援だから、この名称にこだわられる理由っていうか、どうなのかなっていうのをちょっと思ってるんです。そのあたり、内部でそういう話って出ないの

かなと思ってですね、そのあたり、お聞かせいただいていいですか。
産業政策課長　確かに、議員おっしゃったとおり、これだ、今回第四弾ということで、これまで第一弾、第二弾、第三弾、あったわけですが、今のご指摘の内容についても少し議論になったところはございます、正直。ですが、ここまで 4 回やってきたというとこで既存のネーミングを使ったほうが、取扱い店舗さんなり、住民なりも、混乱をしないかなというところで、既存の生活優待券というところで、移行というところで今回も決定をさせていただいたところはありますが、ちょっとご指摘のところについては、今後商品券事業をやる際には、やはりちょっと担当課としても、少し再考のところはちょっと必要かなっていうところはあるところはございます。
林委員　私から 1 点です。この商品券把握事業に取り組む場合の留意事項っていうのがあって、商品券等の配付事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について、これは令和 4 年 11 月 4 日付の事務連絡がございまして、これには、やっぱり換金期限などを適切に定めて、未還金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市町村で適切なスキームを検討することというふうに通達が出てるはずなんですけど、このあたりの取組についてはどういうふうにお考えでしょう。
商工振興班長　まず、換金期限ですけども、委託料のほうで委託期限が決まっておりますので、そこで換金期限は設定されております。あと、商品券の購入契約については別途契約になるんですけど、そこで余ったものについては買い取ることっていうことを明記しておりますので、そこもクリアできたていると考えております。
経済産業部長　若干補足させてもらいます。今、要は換金期限をしっかりとこうやりなさいっていうこのスキームがあることは、自分は認識しております。これはもう我々も、この商品券事業っていうのは、これまでも何度もやってきておりますので、もう、委託相手方であります長門商工会議所様とも連携を密にさせていただいております。この換金期限につきましては、もうその換金期限が近づくにつれますと、商工会議所のほうから、再三にわたってその電話の連絡であったり文書の連絡で周知を図るという体制を整えております。
首藤委員　先ほど買い取るというふうにおっしゃっとったんですけど、誰が誰から買い取るんですか、
商工振興班長　商品券の流れとしまして、商品券を商工会議所さんに印刷いただいて、それを市が買い取る。それで支払いをして、その原資に金融機関に商品券代の支払いをされる。余った商品券分のお金は余りますので、商品券を買い取っていただくというような流れになります。
首藤委員　その余った券をもう 1 回集めるわけですか。商工会が使ってない人から集める

商工振興班長　未使用券については、市民の方からは集める作業はございません。
（未使用券について雑談あり）
田村継委員　すいません。もう 1 点、今回多くの方に配布されると思うのですが、郵送で、ゆうパックのほうで。トラブルの一例として届いてないといったことが挙げられると思うんですが、そういった時に、産業政策部としてはどのように対応していくのか、今現在でのお考えをお願いいいたします。
産業政策課長　先ほど申し上げましたとおり、この商品券事業、生活優待券としては第四弾ということですが、それ以前にも令和 2 年と令和 3 年に商品券事業それぞれやっておりまして、通算すると 6 回目になるんですけども、その間、そのようなお問い合わせ、電話はございました。ただ、確実に届いてると思いますので、よく確認してくださいっていうところで、ほぼ 8 割型ぐらい解決しますけど、ただ、どうしてもない方っていうのが、これまでも、私もずっと担当してるんですけど、1 件だけございました。その時は再発行するという形で、きちんとその時は担当課のほうから直接本人に行って、手渡しをして、印鑑をいただくという形を取って対応したというところがございます。今後、そういったことが出た場合は、そういった対応になってくるのかなというふうに考えております。
中平委員　今、未使用という話が出たんで、この使用率っていうか、第 1 回目のこの優待券の時の 90 何％だっていうところを、最終的に聞いて、これも決算になったら出てくるんだけど、担当課の見込みとしてはどのぐらいを見込んでいるのか、お伺いいたします。
産業政策課長　これまでの実績につきましても、利用率につきましては全て９５％を超えてるというところございますので、今回の事業につきましても同程度の利用率は見込んでおるところでございます。
首藤委員　2 点、確認だけです。これ全国的にはお米券が配られるとかそういう話があったんですが、長門の場合はそういうことではなくて、この商品券でということで、理解でいいですか。
産業政策課長　その辺りにつきましては、前段の企画政策課の時に、全体の事業の中で最終的に判断をしたというところございますので、担当課としては、お米券というところについては、事業の要望としては、市内では結構お付き合いのある農家さんから買ったりという状況もよく聞いておりますので、このタイプではないかなということで、担当課としては要望を挙げなかったところはあります。
首藤委員　もう 1 点ちょっと確認なんですけど、1 人あたり 8,000 円のうちのこの共通券と専用券それぞれ 4,000 円ずつというふうに書かれてあるんですが、これ、それぞれどういうことなのかご説明いただいていいですか。
商工振興班長　店舗登録をいただく際に、１，０００平米以下か1，０００平米超えかで大規模店舗、中小規模店舗この 2 種類がございます。共通券の方は全店舗使用可能

です。専用券のほうは中小規模しか使えませんっていう区分けをしております。
経済産業部長　補足させていただきますと、今までこの商品券事業をやる中で、やっぱり大型店舗にこの商品券の使用が偏るという傾向もございましたもんですから何回か前からこの共通券ともう１個の２種類という券にしたところでございまして、なるべく我々としましては、事業者支援メニューの中で幅広い事業者の方を支援したいという意図でございます。
綾城委員　補正予算説明書 2 ページです。省力化機器等導入支援補助金、1,500 万円が措置をされております。補助率 3 分の 2 で上限 50 万円。これ大体、物価高騰対策をされる時にこの予算が上がってきますけど、今回もこれが予算計上されましたけど、これまでやってこられて、まだまだやっぱり需要があるというところがあるのかっていうところをちょっとお伺いしたいと思います。
産業政策課長　この事業につきましては今回で 3 回目となりますけども、今まで全 2 回の状況で申し上げますと、申し込み開始してからもう半月も経たないうちに予算上限に達するというような状況ございまして、かなり影響、すごい使い勝手のいいと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんけども、そういった補助金で人気がある事業でございまして、その後も問い合わせとか結構殺到したというところと、今回事業立てするときに商工会議所、商工会にも確認はしたんですが、やはりこの事業に対する要望はかなりあるというところを確認いたしましたので、今回 1、500 万円という形で事業要求させていただいたところでございます。
綾城委員　わかりました。これはとても大切な、人口減少も、どんどん働き手も少なくなっていく中で大事なことだろうと思うんですけど、これ、あれですか、要望が多いということはそれだけ効果があるということなんでしょうけど、これまで 3 回事業をやられたということで――これが 3 回目ですかね。だから、また、やっぱり見える形でこの事業効果、事業成果っていうのをまた検証していただきたいなっていうふうに思うんですね。それが良ければ、どんどんこう市としても、こういう物価高騰対策でやるんじゃなくて、本当にこう戦略的にやっていくっていう必要もあるのかなと思いますので、その辺り、この事業の検証ですね、そのあたりをしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか、
産業政策課長　今のご指摘の点については、確かに今後の事業継続を判断する上でも重要なことと思いますので、そういった状況の把握については、商工会さん、それから商工会議所さんとも連携しながら、集約というか、その辺りについては進めてまいりたいというふうに考えております。
中平委員　この省力化機器導入支援事業というのは、農林水産業も多分対象になってると思うんですよね。その場合、各農協業さん、漁協さんに対する周知・告知等はどのようにされてるのか、お伺いいたします。
商工振興班長　周知・告知についてはホームページ等のみと今しております。

中平委員　その辺やはり、僕も漁業に携わるものとして若干周知が弱いんじゃないかなっていう感想を持っておりますんで、そのあたりの取組をお願いいたします。
産業政策課長　すいません、ちょっと先ほどの回答について若干補足をさせていただきますけど、ホームページとかその辺りが中心になってくるんですが、今のやはり一次産業者様に対する周知というところで、農林水産課ともしっかりタッグを組んで、そのあたりの周知については、チラシ等をそういった関係機関に配布するとか、そういったところは横連携でしっかりしていければなというふうに考えております。
ひさなが委員　省力化機器等導入支援事業ですけれども、令和 7 年度内でも同様の事業があったと思いますけど、特に内容に変更はないというところで伺っておりますけど、よろしいですか。
商工振興班長　今回で 3 回目となりますけども、前回と変更はございません。
ひさなが委員　では、今までの事業ですでにこの事業を活用した方は今回対象ができるかできないかについてお伺いいたします。
商工振興班長　今までの事業で既に交付決定した方については対象外としております。
ひさなが委員　わかりました。先ほど課長から、すごく人気の事業ということで、すぐにこういっぱいになってしまうと。それから間が空いて、今回になってると思うんですけど、いっぱいになってしまって事業に間に合わなかった方が、これまでの間に例えば何かをもう買ってしまった、で、今回事業が出てきて、この間で買ってしまったものを例えば遡って対象になることができるかどうか、これについてお伺いします。
産業政策課長　今までの事業も同様ですけども、遡及する形での適用っていうのはしておりません。
ひさなが委員　はい、わかりました。では、最後にしたいと思います。対象機器の例でも書いてありますけど、最後に等って書いてあって、色々幅広いと思います。事業者さんも、これが合致するんだろうかどうなんだろうかっていうのは相談をこうすべきところはあるのかなと思うんですけど、そういったところの対応についてお伺いいたします。
産業政策課長　議員おっしゃったとおり、まずは、こういった商品どうだろうかと思われた場合は、まずは産業政策課のほうにお問い合わせをしていただければと思います。というのも、私どもも、最新機器とか把握しきれてない部分っていうのはやっぱりあるかなというふうに思いますので、こういった機器でこういった人員の削減に対すると、この効果とかそういったところの生産性向上に寄与するとか、そういったところの説明をいただいて、最終的な交付決定の判断をさせていただければなというふうに思っております。
綾城委員　私の調査不足で、対象外、あれですか、過去 2 回やられてますけど、前回もそうだったんです。その、前回は。その前に、だから、交付された方はもう受け入れ

ないと。
産業政策課長　議員ご指摘のとおりです。
綾城委員　わかりました。例えば、だから前回はダメだったか。その前、1 番最初は補助を使った。その次はダメだった。じゃ、今回はいいってことですか。
産業政策課長　今まで 1 回目、2 回目で 1 回でも受けた方については、今回は対象にならないという整理をしております。
綾城委員　うん、なるほど。なんかもったいないなって気もするんですけど。あれですか、今 1,500 万円ぐらい予算つけてますけど、それでもこの予算は。こう、すぐなくなってしまうっていうような、こう見立てでいらっしゃるんですか。
産業政策課長　今まで、1 回目、2 回目で交付決定を受けた事業者様についてはおおむね 35 件前後ということで、全体で言うと今 80 事業者ぐらいの方が交付決定を受けているという状況でございまして、まだまだ市内には、それ以外にも事業者はいるというところと、ご要望もまだまだあるという見立てはヒアリング等を通じてあるということで、今回事業化をしたというところがございます。
綾城委員　わかりました。じゃあ、これは、あれですか、やっぱり予算の、この国の交付金の関係上、これ以上やっぱり、完全な新規の方以外を受け付けるほどのちょっと財政余力がないと。だから、新たに初めて受けられる方のみの対象となるというところでしょか。なんかご質問がわかりますか。ごめんなさい。
産業政策課長　担当課のほうの意図的には、これまでこの事業の恩恵を受けてないというか、そういった方々に行き渡らせたいというところが第一としてちょっと考えてというところがございます。
上田委員長　ほかにございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、産業政策課所管全般についてご質問ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、ご質疑ございませんので、質疑を終わります。そこで、説明入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

― 休憩 11:25 ―
― 再開 11:26 ―

上田委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。その前に、執行部も委員の皆さんも、発言の暁にはしっかり声がとおるようにご配慮、ご注意お願いを申し上げます。次に、観光政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。
観光スポーツ文化部長　補足説明は特にございません。
上田委員長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

田村大治郎委員　あとのほうがが良かったかもしれません。前回までのプレミアム付き宿泊券との変更点を説明お願いします。
観光振興班主査　前回からの変更点として、プレミアム率が 40 パーセントから 20 パーセントに変更になったこと、利用対象日を全ての日から平日限定に変更したこと、また、商品券利用の対象店舗を観光関連事業者に限定すること、また、販売開始時期を 4 月 1 日から 4 月中旬に変更、また、利用開始を 4 月 1 日から 5 月の中旬に変更することです。
田村大治郎委員　それでは、変更された目的や理由についてご説明をお願いします。
観光振興班主査　プレミアム率が 40 パーセントから 20 パーセントに変更することについての目的としては、発行枚数を倍増させることで宿泊者数を増やすことが主な目的です。また、クーポン施策は強力な需要喚起策となる反面、クーポンがあることが当たり前になると、クーポンがないと選ばれない観光地になる可能性、危険性もあります。プレミアム率を段階的に引き下げることで、施策実施後の宿泊需要の軟着陸を目指すものです。次に、利用対象日を平日限定に変更することについては、昨年度、令和 6 年度、7 年度事業の実施後に、宿泊事業者様からのフィードバックとして、既存需要の置き換えが一定数あったことが挙げられました。元来、稼働率の高い週末よりも、稼働が落ち込む平日を重点的に需要喚起することで、宿泊事業者のニーズに即した制度設計とすることが目的です。平日限定とは、月から金曜日の宿泊分について利用可能とするものです。次に、商品券の利用対象店舗を観光関連事業者に限定することについては、目的として、前回、産業政策課のぶちとくながと生活優待券事業と同じスキームで実施したため、大規模店等の対象となりましたが、今回は商品券の利用対象店舗を観光関連事業者に限定するものです。具体的には、観光コンベンション協会会員、料飲組合会員、大津西料飲組合会員等の登録を想定しています。販売開始時期の変更利用開始日の変更については、観光動態等の実績から、5 月の連休明けの閑散期が特に宿泊者数、宿泊単価の落ち込みが激しいことから、最も需要喚起効果のある利用開始時期を 5 月の中旬とすることで、閑散期を狙って需要喚起を図るものです。
田村大治郎委員　先ほど平日の宿泊について、月曜日から金曜日の宿泊っていうのがあったんですけど、これ、日曜日から木曜日の夜の宿泊じゃなくて、月曜日の夜から金曜日の夜の宿泊っていうことで間違いないですか。
観光振興班主査　議員お見込みのとおりです。
田村大治郎委員　それは現場のリサーチを踏まえてそういうふうに設定をされたんでしょうから、なるほどということで解釈をいたします。11 月に行われましたその未来振興評価委員会がありましたけれども、その時にもプレミアム付きチケットについては言及がありました。あまりやりすぎないようにすることだとことと、閑散期対策に重点を置くことだというふうなことだったんですけれども、その閑散期対策という意味では、

ゴールデンウィークを外して平日限定にするという意味で反映されてるなと思います。一方でこういうプレミアム付き商品券については、やりすぎないほうがいいというふうなご意見があったと思いますけれども、このあたりについての担当課の考えをお尋ねいたします。
観光政策課長　今主査が申し上げましたとおり、クーポンというと、どうしてもその人泊対策とか、それが今となってはあって当たり前とか、逆にないのとかって聞かれることが本当に多々ございます。そういうふうにならないように、だんだん、だんだん、ならないようにしていくっていうのも当然我々の使命であるというふうに考えておりますけれども、今回は特に人泊対策っていうよりは、今、長門市の 1 番課題っていうふうに考えておりますけれども、やっぱ単価を上げていくっていうところにも、お宿とホテルさんとも、常にコミュニケーションを取りながら、このクーポンを利用した単価を上げるための価格設定等を、実施しながらやっている。今年度も、今事業実施中ではございますけれども、一定数の効果が出ておりますので、常にあるものというふうになかなか思われるものではなくて、長門市の課題を解決するという意味でも今は必要な施策じゃないかなというふうに思います。
上田委員長　ほかにございますか。（携帯電話の音あり）
ひさなが委員　プレミアム分が使える店舗について、コンベンションさんであったり料飲組合を通じてというふうなお話があったと思うんですけど、これっていうのはなんて言うんですか、組合に入られてる方は基本的には全部を対象にするような考えですか。それとも、その中からまたこう希望者を募るような形になりますか。
観光振興班主査　この予算がとおりましたら、観光コンベンション協会とともに説明会を開き、参画希望事業者を募る予定となっております。
ひさなが委員　その開きっていうのは、そこに、じゃあ例えば料飲組合さん来てください、大津西さん来てくださいよっていうような形を取るっていうことですか。
観光振興班主査　説明会についてはまだ検討中の段階ですが、各組合等を通じて情報発信をし、参画事業者を募る予定です。また、事業実施中も参画事業者の募集は引き続き行われます。
ひさなが委員　わかりました。やっぱり飲食っていうのはこう、観光におけるやっぱ重要なポイントだと思いますので、やっぱそういった点はしっかりこう入れていただきたいなと思うのと、1 番恐ろしいのが聞いてないよっていう店舗がやっぱり現れることだと思います。なので、やっぱり組合、コンベンションさんにしてもそうですし、やっぱりしっかりと話をとおす＿＿＿しかるべきところにとおす。その組合員さんの誰かから情報発信をしていただこうじゃなくて、事務局なら事務局からしっかりおろしていただく、それで説明会を開いて、皆さん分かった上で来てください、やりましょうよっていうふうな確立をしていただきたいと思うんですけど、その点について最後お伺いします。
観光振興班主査　ご指摘のとおりで、広く情報発信をして、聞いていなかったという

事業者様がないように、各組合等、また観光コンベンション協会のホームページ等を通じて広く情報発信と周知に努めたいと思います。
首藤委員　少し細かいことになるかもしれないですが、セット内容 5,000 円の宿泊券とその宿泊施設以外で買えるのは 1,000 円のチケットが使えるということですが、先ほど、使用可能なのが平日ということで、例えば金曜日の夜は使えると。金曜日の夜使って泊まった方が、今度その残りの 1,000 円を土曜日は使えないという理解でいいですか。
観光振興班主査　この説明資料の中では書ききれていない点で、ご説明不足で申し訳ないんですが、宿泊券については平日限定となるんですけれども、商品券部分については全ての日で利用可能が制度設計になります。
田村継委員　では、ちょっと何点かだけ、すいません。僕自体がこの事業を利用したことがないもので、ちょっと基本的なことになったら申し訳ないんですが、まず、平日は使える、週末は使えないということですが、祝日はどういったことになるんでしょうか。お願いいたします。
観光振興班主査　平日限定という言い方になっておりますが、こちらの意図として、利用が落ち込む日の需要の底を支えたいということですので、土日祝、また観光業界で言われる特日は対象となりません。
田村継委員　では、この宿泊券、利用期限というものはあるんでしょうか。お願いいたします。
観光振興班主査　利用期限については、令和 9 年の 2 月末までと計画しております。
田村継委員　最後に、こちらはメッセージアプリを利用して市外の方に登録していただいてデジタルクーポンを発行すると思うんですが、ちょっと恥ずかしながら、私、当然利用できないんですけれども、これっていうのは、市外であるというのは自己申告で大丈夫なものなんですかね。お願いいたします。
観光振興班主査　市内、市外の在住場所の特定については、マイナンバーカードを利用した公的個人認証サービスというのを活用しております。マイナンバーカードに登録されている住所が市外であれば利用可能ということになります。
綾城委員　私からちょっと 1 点、細かい話なんですけど、市外の方をちょっと対象にされていらっしゃいますけれど、どういうところからいらっしゃるかって、そういう動向を把握するっていうのは今いいと思うんですけど、あえて市民を外す必要もないのかなと。そんなに、多分ね、利用がすごい多いわけじゃないと思うんです。あえて市民を外してるっていういう理由もないのかなってちょっとこう、執行してて思うんです。たまにやっぱいらっしゃるんですよね、親にプレゼントで、ちょっとこうお祝いじゃないけど、何かのプレゼントで、ちょっと近場の旅館さんの宿泊券をとかいう時に、市民とか対象じゃないんだよねっていう声を、そんな多くは聞いてませんよ。そんなに多くは聞いてないんだけど、少し聞いたりしてたので、あえて市民を外す理由もないのかなって思

うんですけど、ちょっとそのあたりもなんかこう、見解を部長でも課長でも。
観光政策課長　あえて外してるわけではないんですけれども、これまで審議をいただいた今回の臨時交付金につきましては、産業のほうでぶちとくながと優待券、これを市民のほうに配るといったこともございます。それとは別に、観光政策課としては、あくまでも市外に対して観光、宿泊等の需要喚起を行って外貨を獲得して、それが観光関連産業の事業者に支援につながるものという思いで実施をしておりますので、市全体の、今回事業も含めてですけども、全体の最適を考えた上でこういうふうに制度設計をさせていただいているというところでございます。
綾城委員　わかりました。なるほど。あと、ごめんなさい、もう１点だけ。これまで、この今のプレミアム宿泊券をやられてまして、特に宿泊事業者さんとかから、何かこの事業に関してこういうふうに制度を変えてほしいとか、なんかそういったご意見がなんか、特に何かあればお伺いいたします。
観光振興班主査　先ほど、前回からの変更点のところでも申し上げたところなんですけれども、事業実施の段階で、すでに多くのフィードバックを事業者さんからいただいております。宿泊事業者さんとしては、やはり、放っておいてもという言い方はちょっと乱暴なんですけども、広告を打たなくても、クーポンをつけなくても需要がある、週末とか祝日とか、そういったところも含んでくれるのはありがたいけど、できれば空室が続いてしまう平日の需要を支えてほしいという声を多くいただきました。そのお声を受けて、今回の制度設計としております。
上田委員長　よろしいですか。ほかにございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）では、今一度、観光政策課全般についてご質問ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。それでは説明員入れ替えのため、暫時休憩とします。委員の皆さんは自席で待機お願いします。

―　休憩　11:41　―
―　再開　11:42　―

上田委員長　休憩前に引き続き、最後に建築住宅課の所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。
建設部長　建築住宅課所管の住まい快適リフォーム助成事業について補足説明いたします。本事業は、毎年実施しております助成事業と内容はほぼ同様のものとなりますが、臨時交付金事業の趣旨であります、物価高騰による生活者や事業者への支援を踏まえまして、より効果を早めることに期待して、令和８年度当初予算に計上しているものを前倒し計上するものとなります。また、当初予算計上の額に200万円をプラスし、かつ、過去５年間に助成実績がないことという助成条件を今回は解除する内容としております。これによりまして、物価高騰により修繕控えをされている生活者の

背中を押し、かつ市内事業者の経済的な波及効果を期待するものであります。なお、申請受付を３月１日からの予定としております。

上田委員長　以上で補足説明終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

重廣委員　今の補足説明で大体わかったんですが、３月１日からということですよね。例年は４月、５月１日やったかな。それでありますけど、例年とはちょっと年度過ぎてではなしに、年度末から開始ということになりますけど、これらのことについて市民並びにこの工務店等への周知はどのように考えておられるか、説明願います。

住宅班長　建築業者の関係の方につきましては、例年チラシのほうを配布しておりまして、それを前倒しでお渡しして、建築組合の方から配っていただくような形にしたいと思います。また、市民の方に対しましては３月１日付の広報で詳しくそのことを記載させていただきます。また、ホームページ、その他でも周知させていただくこととしております。

重廣委員　もう１点、例年は、これ 1,600 万円程度ですが、今回 200 万円を上乗せして 1,800 万円ということで、応募していただくということなんですが、これまでの 1,600 万円で 100 パーセント使い切れているんでしょうか。そのあたりをお願いします。

住宅班長　令和６年度から現在の補助形態に変更しておりまして、令和６年度、令和７年度と補助金の補助総額を 1,600 万円に計上しておったところでございます。申請額は、令和６年度、令和７年度、いずれも 95 パーセント程度でございまして、申請期間の最後まで申請を受け付けることができましたことから、需要に合った予算額であったと認識しているところでございます。今回は、これに加え、５か年以内の再申請を可としたことと申請期間を延長することによる申請増を 200 万円程度見込んでいるということでございます。

上田委員長　ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、建築住宅課所管全般についてのご質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論終わります。採決します。議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第１号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を散会します。どなた様もご苦労様でした。

―　散会　11:47　―